

平成 27 年 11 月 9 日

安曇野市教育委員会
平成 27 年度第 1 回臨時会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第 1~2 号	教育部 学校教育課
平成 27 年 11 月 9 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 大澤 明彦

タイトル	第 1 号 教育委員長の選挙について 第 2 号 教育委員長職務代理者の指定について
決定を要する事項の内容	教育委員長選挙及び教育委員長職務代理者の指定
要旨	<p>内田教育委員が平成 27 年 11 月 8 日をもって任期が満了することに伴い、安曇野市市議会 9 月定例会において後任として横内理恵子さんが承認されました。</p> <p>改正前地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行うものです。</p>
説明	<p>《改正前 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条》 (委員長)</p> <p>第 12 条 教育委員会は、委員（第 16 条第 2 項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。</p> <p>2 委員長の任期は、1 年とする。ただし、再選されることができる。</p> <p>3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。</p> <p>4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。</p> <p>[改正法の経過措置等]</p> <p>この法律の施行の際現に在職する教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職する。（改正法附則第 2 条第 1 項）</p> <p>この場合、現行法第 2 章（教育委員会の設置及び組織）等の関係規定はなおその効力を有することとした。（改正法附則第 2 条第 2 項）</p>

教育委員名簿

氏名	住所	任期	備考
みやざわ とよひろ 宮澤 豊弘	安曇野市三郷	H24. 11. 9-H28. 11. 8	
すざわ まひろ 須澤 真広	安曇野市穂高	(H25. 4. 1-H25. 11. 8) H25. 11. 9-H29. 11. 8	2期目
からき ひろお 唐木 博夫	安曇野市豊科	H25. 11. 9-H29. 11. 8	
はしどり かつや 橋渡 勝也	安曇野市堀金烏川	H26. 11. 9-H30. 11. 8	教育長
よこうち りえこ 横内 理恵子	安曇野市明科中川手	H27. 11. 9-H31. 11. 8	

(作成:平成 27 年 11 月 9 日)

○安曇野市教育委員会会議規則

平成17年10月1日教育委員会規則第2号

安曇野市教育委員会会議規則

(趣旨)

第1条 安曇野市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び議事の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、委員（教育長に任命された委員を除く。）のうちから会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得たもの（その者が2人以上あるときは、これらの者うちからくじで定める者）をもって当選人とする。

2 前項の選挙について、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

(委員長職務代理者の指定)

第3条 前条の規定は、委員長職務代理者の指定に準用する。

(議席)

第4条 会議における議席は、委員長が定める。

(定例会及び臨時会)

第5条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回開く。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

(会議の招集)

第6条 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び臨時会の場合にあっては会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を適宜の方法により委員長に届け出なければならない。

(会議の日程)

第7条 会議の日程は、委員長が定める。

(動議)

第8条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、委員長は会議に諮って、これを議題としなければならない。

(発言)

第9条 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。教育長及びその委任を受けた者が発言しようとするときも同様とする。

第10条 質疑及び討論は、議題のほかにわたってはならない。

(採決)

第11条 委員長は、論議が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

第12条 委員長は、順次各委員の賛否を求めて採決するものとする。

第13条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

第14条 委員長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。全委員に異議がないと認めるとときは、委員長は可決を宣する。

(採決の順序)

第15条 修正案は、原案に先立って可否を決する。

第16条 同一の議題について2個以上の修正案があるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

第17条 すべての修正案が否決されたときは、原案について採決する。

(陳情等)

第18条 委員会に対して口頭をもって陳情等をしようとする者は、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(会議の傍聴)

第19条 会議は、傍聴することができる。ただし、委員長が会議に諮って公開しないこととしたときは、この限りではない。

2 会議傍聴の手続その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第20条 会議の次第は、会議録に記録しておかなければならない。

(会議録の作成)

第21条 会議録は、委員長が事務局職員の中から教育長の推薦する者に作成させる。

2 会議録は、筆記によりすべての議事を簡潔かつ正確に記載しなければならない。

(会議録記載事項)

第22条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 委員のほか、会議に出席した者の氏名

(4) 教育長等の報告の要旨

(5) 議題及び議事の大要

(6) 前各号に定めるもののほか、委員長又は会議において必要と認めた事項

(会議録の署名)

第23条 会議録には、出席全委員が署名しなければならない。

(会議録記載事項に関する異議)

第24条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、委員長はこれを会議に諮つて決定する。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

○安曇野市教育委員会会議規則

平成17年10月1日教育委員会規則第2号

改正

平成27年3月25日教委規則第7号

安曇野市教育委員会会議規則

(趣旨)

第1条 安曇野市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び議事の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(議席)

第2条 会議における議席は、教育長が定める。

(定例会及び臨時会)

第3条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回開く。

3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

(会議の招集)

第4条 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び臨時会の場合にあっては会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を適宜の方法により教育長に届け出なければならない。

(会議の日程)

第5条 会議の日程は、教育長が定める。

(動議)

第6条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮って、これを議題としなければならない。

(発言)

第7条 委員は、会議において発言しようとするときは、教育長の許可を得なければならない。教育長の委任を受けた者が発言しようとするときも同様とする。

第8条 質疑及び討論は、議題のほかにわたってはならない。

(採決)

第9条 教育長は、論議が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

第10条 教育長は、順次各委員の賛否を求めて採決するものとする。

第11条 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

第12条 教育長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。全委員に異議がないと認

めるときは、教育長は可決を宣する。

(採決の順序)

第13条 修正案は、原案に先立って可否を決する。

第14条 同一の議題について2個以上の修正案があるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

第15条 全ての修正案が否決されたときは、原案について採決する。

(陳情等)

第16条 委員会に対して口頭をもって陳情等をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(会議の傍聴)

第17条 会議は、傍聴することができる。ただし、教育長が会議に諮って公開しないこととしたときは、この限りではない。

2 会議傍聴の手続その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第18条 会議の次第は、会議録に記録しておかなければならない。

(会議録の作成)

第19条 会議録は、教育長が事務局職員に作成させる。

2 会議録は、筆記により全ての議事を簡潔かつ正確に記載しなければならない。

3 会議録は、第17条のただし書の事項を除き、公表しなければならない。

(会議録記載事項)

第20条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 委員のほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の大要
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育長又は会議において必要と認めた事項

(会議録の署名)

第21条 会議録には、出席全委員が署名しなければならない。

(会議録記載事項に関する異議)

第22条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮つて決定する。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日教委規則第7号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の安曇野市教育委員会会議規則第2条、第3条第3項、第4条第2項、第5条、第6条第2項、第7条、第9条から第12条まで、第16条、第17条、第19条、第20条第6項、第22条及び第23条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の安曇野市教育委員会会議規則第4条、第5条第3項、第6条第2項、第7条、第8条第2項、第9条、第11条から第14条まで、第18条、第19条第1項、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定は、なお効力を有する。

議案第3号	教育部 文化課
平成27年11月9日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 西山 直幸

タイトル	安曇野市新市立博物館構想（案）の一部修正について
決定を要する事項の内容	8月定例会で承認を受けた新市立博物館構想（案）の一部修正に伴う協議
要旨	安曇野市新市立博物館構想を策定するにあたり、市民の皆さんの意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。それに伴い、構想（案）の一部を修正しました。
説明	<p>安曇野市新市立博物館構想については、8月20日に最終的な策定委員会を開催し、委員会の提言を頂いて構想（案）を作成し、8月の定例教育委員会で提案したところです。</p> <p>この構想（案）について市民の皆さんの意見を聞くためパブリックコメントを9月24日（水）から10月23日（金）まで、市民説明会を10月15日（木）～10月22日（木）まで開催しました。お寄せ頂いた意見を公表するため、意見を取りまとめました。（資料1）</p> <p>また、頂いた意見により構想（案）を修正します。（資料2）</p> <p>【主な修正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目を関連する内容に並べ替えました。 ・パブリックコメント・市民説明会の意見を反映して、「人財育成と資料活用の機会拡大」の項目に学芸員だけではなく、市民（在野の研究者）の育成に繋がる活動とする旨を加筆しました。また、それに伴い【図表12】の一部を修正しました。 <p>○今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月16日 政策会議 構想（案）の報告（市の政策として確定） ・12月15日 部長会議 構想書の報告 ・12月中旬 福祉教育常任委員会 構想書の報告 ・12月18日 博物館構想策定委員会 構想書の報告 ・12月下旬 議会への報告 12月最終日全協で報告

資料 1

「安曇野市新市立博物館構想(案)」に寄せられた意見と回答

ノパブリックコメント:H27.9.24～10.23
市民説明会:H27.10.15～10.22
市

「安曇野市新市立博物館構想(案)」に寄せられたご意見と回答

ご意見をいただいた 構想書の該当箇所	No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
Ⅰ 前提条件の 整理 1 本構想の目 的 2 博物館等施 設の現状と課 題	1	p.4「新市立博物館構想の体系」にある「地域博物館の継承」 が指摘いたしましたように、地域文化を支える人材の育成は急務であると捉えております。本構想書p.21・22「統廃合や新市立博物館設置に向けた条件整備」の項では、博物館準備センターの設置や地域を巡回するコンバクト展示などを通して、若手学芸員の育成を図るとしています。また、在野の専門家等の人材育成には触れていましたが、在野の専門家等の人材育成には触れていました。	p.4「新市立博物館構想の運営」のために「地域文化を支える人材の育成」が急務です。
	2	p.5「活動理念・事業内容の課題」に「在野の専門家は高齢化などで減少の一途をたどり」とあります。このためには、交流学習センター(図書館)、公民館、学校との連携強化が次かせないと思います。p.8「他の施設との人館者数比較」データをどうぞうらえるかで変わってくると思います。	p.5「活動理念・事業内容の課題」に記載しましたように、「在野の専門家は高齢化などで減少の一途をたどり」とあります。このためには、交流学習センター(図書館)、公民館、学校との連携強化が次かせないと思います。p.8「他の施設との人館者数比較」データをどうぞうらえるかで変わってくると思います。
	3	友の会活動などを推進していくけば、在野の研究者ももっと増え る可能性がある。	p.49・50「VI 管理運営構想」の博物館を支える市民組織のひとつとしてイメージされています。

ご意見をいただいた 構想書の該当箇所	No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
1 前提条件の 整理事項	4	<p>特色ある博物館の創生</p> <p>1. 里地・里山の保全・研究としての拠点</p> <p>2. 生物多様性・環境保全の研究・普及としての拠点</p> <p>そのためには、学芸員の増員・収蔵庫の整備などを要望する。</p> <p>5年前に関西から移住してきたが、長野県は自然が豊かだが、その自然を知つたり、楽しんだりするための案内役をする自然史系の博物館が少なく非常に残念に思つていい。</p> <p>(関西では、県立で予算が違うが</p> <p>滋賀県琵琶湖博物館(学芸員32人)</p> <p>兵庫県人と自然の博物館(研究員34人)</p> <p>大阪市立自然史博物館(学芸員15人)</p> <p>各博物館が普及活動として年間150回以上のイベント・セミナーを行つている。)</p> <p>調べてみると、長野県の博物館数は全国でも數が多い。しかし、自然史系は地学系では少し充実しているが、生物系は観光地にいける登録博物館はわずかである。大町山岳博物館と戸隠地質化石博物館、飯田美術博物館はくらいだらうか。生物系の学芸員は長野県、すべてても數名ではないかと思われる。博物館には資料の収集・研究・展示・普及などの仕事があるが、学芸員がいて収蔵庫がなければ博物館として機能保全研究所にしかない。植物の標本は信州大学と飯綱の環境保全研究所にしかない。自然が豊かな長野のフィールドが生かされないとと思う。</p> <p>例えば「あづみの里地・里山博物館」</p> <p>安曇野市の自然と文化の研究と普及 市の里山再生計画との協力・県営鳥川渓谷緑地・国営アルプスあづみの公園との協力</p> <p>文化系の学芸員 数名</p> <p>充実してほしいのが</p> <p>自然史系の学芸員 最低でも地学系1人 植物 1人 昆虫 1人 鳥・哺乳類など 1人</p>	<p>安曇野市の博物館に、ご指摘のような課題があることは承知しております。本構想書p28にあります要素を網羅する博物館が望ましいこと、そしてそれを支える多くの分野の学芸員を配置することも理想とするところです。</p> <p>p21にありますように、新市立博物館設置に向けて学芸員体制の充実を掲げています。新市立博物館構想策定を契機に、できるところから実現を図つていきたいと考えています。</p>

ご意見をいただいた 構想書の該当箇所	No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
I 前提条件の 整理事項	2 博物館等施設の現状と課題	p.5「活動理念・事業内容の課題」にあるように安曇野市全体の中での役割が明確になつていません。本構想書では、p.18・19「統廃合のあり方」p.20「博物館と美術館の集約」にて、施設の位置づけを整理する方向性を示しています。	ご指摘いたしましたように、現在、市立の博物館・美術館・資料館は9館あり、それぞれの活動理念や事業内容は旧5町村単位のままで、安曇野市全体の中での役割が明確になつていません。本構想書では、p.18・19「統廃合のあり方」p.20「博物館と美術館の集約」にて、施設の位置づけを整理する方向性を示しています。
	5	p.5「活動理念・事業内容の課題」にあるように安曇野市全体の中での役割を明確にすることが重要です。	ご指摘いたしましたように、地域文化を支える人材の育成は急務であると捉えています。本構想書p.21・22「統廃合や新市立博物館設置に向けた条件整備」の項目では、博物館センターの設置や地域を巡回するコンペクト展示などを通じて、若手学芸員の育成を図ることで、在野の専門家等の人材育成には触れていましたが、在野の専門家等の人材育成には触れていなかつたため、記述を追加しました。
	6	15年後に建設できるような人材の育成や基金の備えが必要と考える。	厳しい財政状況ではございますが、市の未来を創る重要な文化事業として財政面も含めて実現を図って参ります。
	7	今スポーツ施設の整備も計画されている。15年後には市民ホールの必要性も出てくると思うが博物館建設は財政的に対応できるのか？	実際の統廃合に際しては、市民や関係者への十分な説明を行い理解を求めていく一方で、意見もしつかりとお聞きしていくことは言うまでもありませんよ。
II 博物館の 再編整理 と新市立 博物館 構想の 方向性	3 統廃合のあり方	p.8「統廃合のあり方」で「旧町村時代からの経緯や関係者の意向に十分配慮し」とあります。また、「統廃合する施設の条件」には「③入館者が年間1000人以下である。」とあります。施設の性格・条件で異なるので、数字だけで判断すべきではないと思います。	一方で公共施設再配置計画の方針にありますように、今後財政的に厳しい時期が迫る中で、公共施設の再編整理は避けられない課題でもあり、どこかで折り合いをつけなければならないことがあります。また、本構想書p.18「統廃合を検討する施設の条件」では、入館者数だけではなく、複数の要因のあるものを対象とします。

ご意見をいただいた 様想書の該当箇所	No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
	9	準備センターはプレハブによる建設か？	博物館準備センターは、新市立博物館ができるまでの間、博物館の機能を補う施設であり、資料を整理・保管するためのスペースと、学芸員の作業スペースを兼ね備えた施設として構想しています。P21「博物館準備室」の項目にありますように、機能さえ満たせば空いた公共施設やプレハブなどの簡易な構造のものを利用するとしています。
	10	準備センター等は既存施設の活用を考えたらどうか。	
	11	コンパクト展示の場合の人数(観覧者数)の把握が必要。	博物館活動の実績の指標として有用のため、検討して参ります。
	12	“みらい”“きぼう”と連携して様々なコンパクト展示を期待する。	p21「人材育成と資料活用の拡大」の中で、交流学習センターの活用について記載しています。
Ⅱ博物館の 再編整理 と新市立 博物館 構想の 方向性	5	統廃合や新市立博物館設置に向けた条件整備	本構想書p.21・22「統廃合や新市立博物館設置」に向けた条件整備の項では、博物館準備センターの設置や地域を巡回するコンパクト展示などを通じて、若手学芸員の育成を図るとしていますが、在野の専門家等の育成には触れていないかたたため、記述を追加しました。
	13	コンパクト展示は学芸員だけではなく市民も巻き込んでいくともっと早い時期に建設が実現するのではないか。	
	14	「人材育成と資料利用の機会拡大」では「小中学校や交流学習センター、公民館等」が巡回展示の場としてのみふれられており、連携・人材育成の観点がないようです。	

ご意見をいただいた 構想書の該当箇所	No.	ご回答
ご質問・ご意見・ご要望		
Ⅲ新市立 博物館が 目指す姿	15 要素の中に“里山”という言葉も入れてほしい。	「里山」という要素は、本構想書p.25「新市立博物館の基本理念」に掲げています「自然と人々の営みが生まれ出した安曇野の文化」と照らし合わせても、重要な要素だと思います。また、自然や民俗、景観などにも該当し、切り分けしにくいたい要素のため、この表には記載していません。要素表は「代表的なもの」という観点でご覧いただければ幸いです。
2 新市立 博物館の 基本方針	16 安曇野らしい博物館とは」「北アルプスの景観や自然などの要素」を「内外に発信する魅力ある博物館活動を展開していく必要があります。」とあります。まず近隣の山岳博物館や山小屋関係者等との連携を深め、交流するここから始め、安曇野市は関係施設やフィールドへのガイド道を選択してはどう思っています。「文化振興計画で、行政は環境づくりに努めます。」とあります。	山岳や自然の要素は安曇野市にとって最も重要な要素であり、関係施設との連携したフィールドガイドも重要な取り組みのひとつです。本構想では、p.35「連携の活動内容」で、フィールドミュージアムづくりに向けた市民連携や、p.44「施設の構成」にてフィールドミュージアムガイダンスの場を設定しています。ご意見は構想の実現を図る中での検討課題とさせていただきます。
全般	17 例え[ば、p.38(3)「創造」]の基本的な考え方として・安曇野の文化を伝える機運を高める・学びから地域振興へ・市民相互の一体感をつくるなどがあるが、いずれも、どうやってつくりあげるのか、どのように貢献するのか。全体的に取り組みの具体的な内容が記されているとわかり易い。	本構想は、新市立博物館の事業・活動の方向性を示したものであります。ご意見は構想の実現を図る中での検討課題とさせていただきます。
IV事業・ 活動構想	18 展示や企画について、この地域の事だけに固執するのではなく、他地域の方にも興味や関心を持つていただくような展示や企画が大事である。	新市立博物館は、地域の文化を地域の活性化や観光振興に活用するしくみづくりに貢献することも重要であると考えています。ご意見は構想の実現を図る中での検討課題とさせていただきます。
4 学び・ 創造事業	19 年間のイベント(普及活動)を多くして、他の市町村がやっていないことを推進していけば、都市圏からも参加者は集まり、観光資源の可能性もある。また、	新市立博物館の立地につきましては、本構想p.41「施設の立地条件」に挙げている考慮すべき項目をふまえ、今後、候補地を検討して参ります。
V施設構想	20 新博物館の建設場所は郷土博の所を拡大するという事が、あるいは新規の場所か?	新市立博物館の立地につきましては、本構想p.41「施設の立地条件」に挙げている考慮すべき項目をふまえ、今後、候補地を検討して参ります。
	21 安曇野インター東の開発について、独自にネットによるアンケート調査を行ったが、自然を生かした農業公園のような施設の希望が多い、ここを候補地としたらどうか。	

ご意見をいただいた 構想書の該当箇所	No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
3 新市立 博物館に 必要な 施設構成	22	P.41施設の関係で、 現 現代美術館を博物館にする	
V 施設構想	23	大人も子供も気軽にに行ける交流の場であることが大事。	新市立博物館は、市民とともににある博物館をめざして事業・活動を構想し、特にP.37.38「学び・創造事業」にて、市民との学びの輪を広げる事業活動を構想しています。また、建物のあり方として、P.43.44「施設の構成イメージ」にて、市民の「活動体験部門」や、多様な人びとが訪れる利用する機会を増やす「サービス部門」「公用部門」を設け、市民が気軽に訪れ、交流や活動を楽しめる場を構想しています。
	24	人ととの触れ合いができる企画や場所の提供をお願いしたい	
	25	外構にも配慮して頂き、市民が集える施設を要望する	
VI管理 運営構想	26	展示が主の博物館ではなく体験型の博物館を要望する	新市立博物館では体験型の展示を重視し、本構想書P.47にありますように「体験展示」のエリアを設定し、来館者が五感を使って学び、遊べるエリアを整備し、屋内での資料に触れたり、屋外で自然に親しんだりできる体験を提供する展示を構想しています。
	27	各博物館の“友の会”は今後どうなるのか、統合されるのか？	各美術館・博物館の「友の会」は、組織の在り方や館の関わり方が施設ごとに異なっているため一概には言えませんが、統廃合を進める中では、引き継がれた館の友の会の中に包括されいくものと考えています。新市立博物館構想の中ではP.49.50「VI 管理運営構想」の市民組織のひとつとしてイメージされています。
	28	将来、博物館が建設されるように政策の継続性が担保されることを望む。	新市立博物館構想についてご理解とご支援のご意見をいただきありがとうございます。本構想について、ますます市民の皆様の認知や関心を高める活動を行い、市民の皆様とともに計画を推進してまいりたいと考えています。
	29	大事な計画であるが後回しになりがちである。文化に理解のある方々がこのような計画を作つていただくことは大事である。	

ご意見をいただいた 構想書の該当箇所	No.	ご質問・ご意見・ご要望	回答
構想全般	30	生涯学習の意味では南部総合公園の体育館も必要だが、この施設もスポーツ振興同様に生きがいにもなり重要な施設であると考える。	
	31	合併後は新しい美術館・博物館が必要と考えていた。 新しい施設は集客力があると考える。	
	32	p.5「老朽化と耐震補強の未整備」の対応は必要ですが、市民に关心を持つてもらえるよう広報、参加型企画の実施などを通じて、新市立博物館への理解を深めていくことが重要だと思うものです。	

II 博物館等の再編整理と新市立博物館構想の方向性

5 統廃合や新市立博物館設置に向けた条件整備

(1) 必要となる条件

○博物館準備室の創設および博物館準備センター（仮称）の設置

統廃合館の資料の整理や、後述するコンパクト展示の制作、新市立博物館建設計画の策定等の活動を行うため、学芸員を中心とした組織「博物館準備室」（以下「準備室」という）を創設します。

博物館準備室の拠点施設として、博物館準備センター（仮称）の設置を進めます。博物館準備センターは新市立博物館ができるまでの間、博物館の機能を補う施設であり、資料を整理・保管するためのスペースと、学芸員の作業スペースを兼ね備えた施設です。空いた公共施設の利用や、プレハブなどの簡易な構造の建物とすることもできます。立地条件としては、豊科郷土博物館の近くが望ましいと考えます。

また、建物の設置に先行して準備室の組織化を進め、学芸員を中心とした体制づくりをスタートさせます。さらに、準備室が取り組む活動に市民の参加を促し、新市立博物館建設に向け、市民とともに準備を進めます。

○学芸員体制の充実

先に述べたように、安曇野市には郷土の価値を語ることができる「人材」が減少しています。その担い手となりうる若手の学芸員を、時間をかけて育てつつ、安曇野市のあり様を多面的に明らかにする、活動体制づくりを進める必要があります。

また、統廃合後も継続が見込まれる貞享義民記念館については、学芸員の配置を進め、テーマ性を強めた新たな役割も検討していきます。

○人材育成と資料活用の機会拡大

統廃合の対象となった施設が収蔵してきた資料や、過去の企画展の展示資料等を活用してコンパクトな展示を作り出す取り組み（以下、コンパクト展示）を展開します

【図表 12】。コンパクト展示を市内各地の小中学校や交流学習センター、公民館等に巡回することで、より多くの市民が資料に触れ、資料の価値を知ってもらう機会を増やすことができます。コンパクト展示は、新市立博物館の設置時期を問わず展開を図っていきます。

また、コンパクト展示は学芸員が中心となり、市民（地域の研究者等）の協力も得ながら展開を図ります。これにより、学芸員や市民が安曇野市の自然や歴史、文化等を深く学ぶ機会となり、ひいては学芸員だけでなく在野の研究者などの人材育成に繋がることが期待されます。

○「公共施設再配置計画」との整合性

現在、安曇野市では「公共施設再配置計画」の基本方針がまとめられており、本構想との整合性を図る必要があります。

○豊科郷土博物館の改修

豊科郷土博物館は昭和 54 年の建築で、老朽化が進み耐震基準も満たしていません。新市立博物館の建築が 15~20 年先となった場合、来館者や博物館職員の安全を確保するためにも、早期に最低限の改修が必要になります。耐震と空調の改修費として 5~6 億円の費用が見込まれます。

○文書館の必要性

市ではこれまでに歴史的公文書約 43,000 点、古文書約 36,000 点を収集しています。公開・非公開の仕分けをした後、なるべく早い時期に一般公開できる施設を探す必要があります。

【図表 12】コンパクト展示等の活動イメージ

